

平成 27 年 5 月 14 日

各 位

東京都港区西新橋一丁目 6 番 21 号
インヴァスト証券株式会社
代表取締役社長 川路 猛
(JASDAQ コード : 8709)
問合せ先 : 執行役員 田村 信司
(TEL 03-3595-4133)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成27年6月25日に開催予定の第56期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号、以下「改正会社法」といいます。）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく存じます。

これに伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に係る規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

また、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第 28 条第 1 項として取締役の責任免除に関する規定を新設いたしたく存じます。

加えて、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が拡大されたことから、業務執行を行わない取締役に付きましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、変更案第 28 条第 2 項の一部を変更するものであります。

その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日（木）

定款変更効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日（木）

以上

【別紙】定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、9名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>2</u> 補欠または増員により就任した取締役の任期は、<u>在任取締役の任期満了すべき時まで</u>とする。</p>	<p><u>3</u> 任期の満了前に退任した監査等委員である<u>取締役の補欠として選任された監査等委員である</u>取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p>
<p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議)</p>	<p>(取締役会の決議)</p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会規程)</p>	<p>(取締役会規程)</p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(社外取締役の責任限定)</p> <p>第28条 (新 設)</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度において、免除することができる。</u></p> <p><u>2</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(員 数)</p> <p>第29条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第30条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(報酬等)</u> <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によつて定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(社外監査役の責任限定)</u> <u>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第29条 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。</u> <u>2 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>3 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(選任方法) 第<u>38</u>条 (条文省略)</p> <p>(任 期) 第<u>39</u>条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第<u>40</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第<u>41</u>条～第<u>44</u>条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(選任方法) 第<u>31</u>条 (現行どおり)</p> <p>(任 期) 第<u>32</u>条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第<u>33</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第<u>34</u>条～第<u>37</u>条 (現行どおり)</p>